

匝瑳市（仮称）パークゴルフ場名称選定委員会規則

（設置）

第1条 匝瑳市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、（仮称）パークゴルフ場の名称を選定するため、匝瑳市（仮称）パークゴルフ場名称選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、（仮称）パークゴルフ場の名称の公募及び選定に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和2年3月31日限り失効する。